

審査結果概要書

平成 24 年 3 月 30 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	灯油ボイラから都市ガスボイラへの更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社コクセイメディック
排出削減共同実施 事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	本社工場 (宮崎県延岡市別府町 3 0 9 2)
事業の概要	本事業は、灯油ボイラ 2 基を都市ガスボイラ 1 基へ更新する。高効率の都市ガスボイラへ更新することで、省エネルギーを図り、CO ₂ 排出量を削減するとともに、単位発熱量あたりのCO ₂ 排出量が少ない都市ガスへ燃料転換することによって、CO ₂ 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2011 年度： 8 tCO ₂ /年 2012 年度： 51 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 59 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2012 年 1 月 30 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年2月21日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：本社工場 (宮崎県延岡市別府町3092)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（灯油ボイラ）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により投資回収不可能であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業は、リネン業であり、毎日大量の蒸気を必要としている。従来は、灯油のボイラーを使用しており、灯油の輸送のため毎日タンクローリーでの給油が行われていた。今回、燃料を都市ガス化するにあたり、大量消費であるが故に既存の燃料では環境負荷も高いことと、輸送での環境影響も大きくないこと、更にはもともと障害者雇用に積極的に取り組み、社会への貢献を努めてきたという背景もあり、地球環境への配慮を考え都市ガス化を決定されたことを確認している。現在、都市ガスは灯油よりも高価でありコスト高となる。このため、国内クレジット制度がなくては採算の悪い事業であるということを事業者へのインタビューで確認した。上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により都市ガスボイラの更新を行わなかった場合、既存の灯油ボイラを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、都市ガスボイラにより生産した蒸気はすべて工場内で使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし